

「おんせん県に湯こ！湯こ！おおいた旅得キャンペーン」 地域クーポン券(おおいた旅得クーポン) 利用規約

この利用規約(以下、「本規約」といいます)は、おおいた旅得キャンペーン事務局(すべて合わせて以下、「本局」といいます)が発行するクーポンを「おおいた旅得クーポン」と称するアプリにてご利用いただくための取扱いについて定めるものです。

「おおいた旅得クーポン」とは、「region PAY」(以下、「親アプリ」といいます)を活用し、本規約で定める有効期間内にクーポン加盟店(第1条第4項に定義しています)でのみ使えるミニアプリです。「おおいた旅得クーポン」を用いたサービス(以下、「本サービス」といいます)の利用者には、「region PAY」利用規約(以下、「親アプリ規約」といいます)及び本規約に従って本サービスをご利用いただきます。

第1条(定義)

本規約における用語の定義は、次のとおりとします。なお、本条で定めがなく、親アプリ規約に定めのある用語については、親アプリ規約に定められているとおりとします。

- 1 「登録希望者」とは、本サービスの利用を希望する者をいいます。
- 2 「ユーザ」とは、登録希望者のうち、本規約に同意の上、本局が定める方法により登録申込を行い、ユーザ登録された方をいいます。
- 3 「クーポン」とは、本局が発行し、本局及び親アプリ規約が定める条件に従った上で商品購入やサービス提供の代価の弁済のために使用することができる電磁的記録をいいます。親アプリ規約の「ポイント」にあたります。
- 4 「クーポン加盟店」とは、本サービスに加盟し、かつユーザに対して本規約に従ったクーポンと引換えに商品等の代価の弁済を許諾する事業者のことをいいます。
- 5 「クーポン用紙」とは、「おおいた旅得クーポン」にクーポンをチャージするためのQR及びチャージコード等が記載されている用紙をいいます。
- 6 「ユーザ情報」とは、本サービスを利用するユーザを特定するために本サービスに登録されている識別情報で、性別、生年月、郵便番号又は住所、及び居住する都道府県から構成される情報をいいます。
- 7 「事務局」とは、本サービスを実施・運営するために本局から委託を受け設置された事業者をいいます。
- 8 「本局等」とは、本局および事務局をいいます。

第2条(登録手続き)

- 1 登録希望者は、本規約に同意の上、本局等所定の利用登録手続きをすべて行うことによって、本サービスの利用登録が完了するものとします。
- 2 ユーザは、「おおいた旅得クーポン」にユーザ情報を登録するにあたって、ユーザの性別、生年月、郵便番号又は住所、及び居住する都道府県を本局等に届け出るものとします。

第3条(利用可能な範囲)

- 1 クーポンは、「おんせん県に湯こ！湯こ！おおいた旅得キャンペーン」のクーポン加盟店でのみ利用可能です。
- 2 クーポン加盟店は、ユーザに予告なく変更することがあります。
- 3 以下の項目については、クーポン利用の対象となりません。

行政機関等への支払い

①所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課、入湯税、宿泊税、②社会保険料(医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等)、③宝くじ(当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)に基づくもの)、スポーツ振興くじ(スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成10年法律第63号)に基づくもの)、④その他(自治体指定のゴミ袋、公営競技(競馬、競輪、競艇、オートレース)等) ※ただし、行政機関が運営する運送サービスの料金、博物館・美術館の入館料等、行

政機関が運営する現業の対価は対象

日常生活における継続的な支払い

①電気・ガス・水道・電話料金等、②NHK 放送受信料、③不動産賃料、④保険料(生命保険、火災保険、自動車保険等)

換金性の高いものの購入

①金券(ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗が独自に発行する商品券等)、②プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等、③金融商品(預貯金・振込、株式、投資信託、社債、公債等)

その他

①事業活動に伴って使用する原材料、機器類または商品等、②授業料、入学検定料、入学金等 ※アクティビティのガイド料等は対象、③クーポン付与対象となっている旅行代金・宿泊代金自体に関する支払い及び旅行代金・宿泊代金に関わる追加費用(部屋のアップグレード代金、レイトチェックアウト代金等)の支払い、④既存の債務の弁済、⑤各種サービスのキャンセル料、⑥電子商取引、⑦無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの、⑧風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係る支払い、⑨特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者、⑩社会通念上不相当とされるもの、⑪クーポン加盟店が指定するもの、⑫その他、本局等が本事業の使用対象として適当と認めないもの

第4条(クーポン有効期間)

1 クーポンの有効期間は次のとおりです。なお、有効期間を過ぎた場合、クーポンは失効となります。

(1)宿泊付き旅行の場合は、チェックイン日を1日目として、4日目の23時59分まで。

(2)日帰り旅行の場合は、旅行当日を1日目として、4日目の23時59分まで。

※但し、令和5年12月30日から令和6年1月3日の間はクーポンの利用停止期間となり、有効期間内であってもご利用いただけません。

2 本局等は、失効したクーポンに関して、ユーザに損害が生じた場合でも、一切損害賠償・補償・補填その他の責任を負いません。

第5条(ポイント充当の順位)

ユーザにおいて複数回のクーポン取得がある場合、有効期間が先に満了するものから順にクーポンを減算します。

第6条(利用上の注意)

1 本キャンペーンは国籍を問わず「日本に居住している方」「居住することが明らかな方」を対象としています。居住実態のない訪日外国人や日本国籍であっても、日本に居住実態のない方(海外に居住している方)は対象外です。

2 ユーザは、宿泊施設または旅行会社等にてクーポン用紙を受領する際、クーポン受領証に代表者は氏名および住所、また同行者がいる場合、同行者はその氏名を記入すること。併せて代表者は、本人確認及び居住地が確認できる以下いずれかの書類を提示すること。なお、クーポン受領証の提出および本人確認書類の提示がない場合は、本キャンペーンの対象外となります。

①マイナンバーカード、②運転免許証、③運転経歴証明書、④健康保険証、⑤パスポート、⑥障がい者手帳、⑦在留カード、その他氏名と現住所が確認できる公的書類

3 他の利用者へのなりすまし、本人確認書類の貸し借り、虚偽の申告があった場合は、不正受給として付与クーポンを返金する必要があります。また詐欺罪に問われる可能性があります。

4 ユーザーが現住所としている宿泊施設の利用については、本キャンペーンの対象外です。

5 公費での出張は、本キャンペーンの対象外です。

6 1 旅行予約単位で3泊分までが対象となります。別々の予約であっても、1つの旅行とみなされる場合は3泊分までが上限となり、それを越えた分はキャンペーンの対象外です。

- 7 一つの旅行を故意に分割し、本キャンペーンのクーポンを複数回受けることを禁止します。
- 8 クーポン用紙の第三者への交換、売買、譲渡又は現金との引換はできません。
- 9 クーポンは、現金との交換・払い戻しをすることはできません。
- 10 商品等の支払いでクーポン金額に不足分が生じる場合は、当該不足分はユーザが現金又はキャッシュレス決済等で支払うものとします。本サービスにおいて、親アプリ規約の「不足時ポイント」に関する規定は適用されません。
- 11 「おおいた旅得クーポン」にクーポンをチャージされた場合、クーポン用紙へチャージ金額を戻すことはできません。
- 12 「おおいた旅得クーポン」へのクーポンのチャージは、一部金額のみチャージを行うことはできません。

第7条(免責)

- 1 本局等は、クーポン用紙、クーポンをチャージした電子端末、その他本サービスを利用するために必要な物及びデータに関する盗難・紛失・滅失等によるトラブルに関して、一切責任を負いません。
- 2 本局等は、第三者によってユーザ情報が不正利用されたことにより生じたユーザの損害に関して、一切責任を負いません。
- 3 本局等は、通信会社の都合により、本サービスの利用ができない場合に関して、一切責任を負いません。

第8条(region PAY 利用規約との関係)

ユーザは、親アプリを退会した場合や親アプリに関する利用契約が終了した場合、本サービスの利用を受けることができません。

個人情報に関する同意

- 1 本局等は、利用者から個人情報を取得した場合、個人情報保護法及び大分県個人情報保護法施行条例等の関連法令に従って、厳重に管理します。
- 2 利用者は、本局等が以下の目的を達成するために必要な範囲で、個人情報を取扱うことに同意します。
(1)「おんせん県に湯こ！湯こ！おおいた旅得キャンペーン」の運営及び本サービスを提供するため、(2)不正取引等の検知、予防及び不正取引等が行われた場合の処理を実施するため、(3)本事業及び本サービスに関する通知、案内等を行うため、(4)ユーザからの問い合わせ等に対して適切に対応するため、(5)その他本事業の運営に必要な事項に対応するため
- 3 ユーザは、本局等が、本事業の委託先に対して、本事業の運営及び本サービス遂行のためにユーザの個人情報を提供することに同意します。

本規約は、令和 5 年 10 月 30 日から施行します。